

高齢者・障がい者施設等の職員に対するPCR検査の実施方法について

1 検査対象施設・事業所

下記の高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所等のうち、検査を希望する施設及び事業所

【高齢者施設】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

【障がい者施設】

障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設、福祉ホーム

【介護保険サービス事業所】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型）

※介護予防サービスを含みます

※保険医療機関の指定等により、みなし指定されている事業所は、現に当該みなし指定介護サービスとしてサービス提供をしている事業所の職員のみが対象となります

【障害福祉サービス事業所等】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援、地域活動支援センター（地域生活支援事業）

2 検査対象者

- ① 上記1に勤務する施設・事業所職員のうち利用者と接する職員
- ② 施設・事業所の外部からの派遣等職員のうち、利用者に対し直接処遇を行う職員
※今回のPCR検査の対象となるのは、無症状で感染の疑いが無い職員です。発熱やかぜの症状等がある場合は、今回の検査対象とはしないで、すぐに医療機関を受診してください。

3 検査実施期間

施設及び事業所ごとに、令和4年8月末までの間で、おおむね2週間に1回実施（最大4回）

4 検査の実施方法

唾液によるPCR検査

（県が委託する検査機関が用意する唾液検体採取容器を使用して、PCR検査を行います。）

5 受検の流れ

<p>①検査キットの受領 ↓ 受検者管理表作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>検体回収日の約1週間前に、検査機関から検査キットが宅配業者を通じて配付されますので、受領してください。</u>（検査キットの納品予定について県からメールにてお知らせします。） ○ <u>別添「PCR検査受検者管理表」を使用し、同封されているラベルに印刷された「検体ID」と個々の職員を紐づけして、検査対象者を事前に管理してください。</u>（受検者管理表を検査機関に提出いただく必要はありません。検体は全て番号管理となりますので、各施設・事業所が責任を持って、各検体が誰のものかを管理してください。）
<p>②検体採取 ↓ 梱包 ↓ 受検者管理表への記録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>原則、検体回収日の前々日から前日までの2日間で検体採取を行ってください。</u> ☞検体採取の方法については、県ホームページをご覧ください。 ○ <u>全員の検体採取が完了したら、検査キットに同封されている「梱包手順」に従って梱包してください。</u> ※対象外の方が含まれることがないように、「PCR検査受検者管理表」により点検したうえで梱包してください。 ※各段ボールに、提出検体数などを記入した用紙を入れ忘れることのないようご注意ください。 ○ ①で作成した「PCR検査受検者管理表」（名簿）に各受検者の検体採取日を記録してください。（陽性者が発生した場合、県に提出いただきます。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《検体採取に関する注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい検査結果が得られない可能性がありますので、指定期間内に施設内で、施設職員の管理下で採取してください。（自宅等へ採取キットを持ち帰ることの無いようにしてください。） ・<u>唾液採取の1時間前から水以外の飲食、喫煙は厳禁です</u>（水の摂取は制限なし）。 歯磨きやマウスウォッシュも控えてください。 ・<u>唾液の量が不足している場合や、唾液以外のもの（例：食物等）が入っていた場合などは、PCR検査結果が「判定不可」となります。</u>また、「判定不可」となる多くのケースは、唾液の量不足が原因となっています。したがって、唾液採取の際は、唾液の気泡ではなく、<u>唾液そのものがチューブの黒い線を十分に超えたことを確認していただくよう、お願いいたします。</u> なお、「判定不可」となった場合の再検査費用は、<u>県では負担できませんので、十分にご注意いただき、検体採取されるようお願いいたします。</u> ・唾液検体採取容器に同封されている<u>検体IDラベルに印刷されたQRコードは、今回の当県の検査では使用しません。</u> ・採取後の検体は高温を避け、<u>25℃以下の冷暗所で保管してください。</u> </div>
<p>③検体回収</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>午前中（時間未定、宅配業者の都合により、午後の回収となる場合もあります）に、検査機関が手配する宅配業者が、検査キットの回収に伺いますので、検体の引き渡しを行ってください。</u>
<p>④結果通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>検査機関において唾液検体の分析を行った後、検体回収日の翌日から翌々日までの間に、検査結果が検査機関からメールで届きますので、ご確認ください。</u>（結果については「施設名」「検体ID」「検査日」「Ct値」のみ通知されますので、各施設・事業所で事前作成した「PCR検査受検者管理表」と突き合わせて各職員の結果を確認してください。） ☞検査結果の見方については、県ホームページをご覧ください。 ○ 検査結果は、「PCR検査受検者管理表」と一緒に5年間保管してください。
<p>⑤陽性者が確認された場合の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「Ct値」欄に数値が記載されている方については、本人が出勤されている場合は直ちに自宅待機としてください。同時に、県（社会的検査チーム）へご連絡ください。該当者の必要な情報【検体採取日、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号等】の提供をお願いします。 〈平日〉Tel：058-272-8377

	<p>〈夜間・休日〉携帯①080-8823-1166、②080-8256-8095</p> <p>○ 陽性者が確認された場合は、施設・事業所内で当該職員の行動履歴等を把握し、保健所による疫学的調査に協力するとともに、利用者や職員の健康管理や防護具の適切な使用等、施設・事業所内の感染拡大防止策の徹底を図ってください。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[留意事項]

本検査は、以下の事項をご了解、ご対応いただいた上で行っていただくよう、お願いいたします。

・施設・事業所内の手続き等

本検査は、検査希望施設・事業所に対し、県が検査機関に業務を委託して実施します。個々の施設・事業所内での手続などは、各施設・事業所で責任をもって行ってください。

なお、検査を希望する施設・事業所におかれましては、必ず申し込み前に、検査を行う職員（検査対象とする派遣職員等を含む。）に対し、検査の目的、内容等を丁寧に説明し、検査を行うこと、検査結果を県に対しても提供することについて、同意を得た上で、確実に検体採取のできる方を検査数として申し込みを行ってください。

※委託先検査機関の情報については、県ホームページに掲載します。

※申込数と検体提出数の乖離が大きい場合には、個別に理由を確認させていただきます。

・医師の協力

昨年6月までの予防的検査事業と異なり、ウイルスが検出された場合には県で確定診断、保健所への届出を行います。

したがって、各施設・事業所において検査（確定診断）のための医師（配置医、嘱託医、産業医、協力医療機関などの医師）の確保は不要です。

・費用等

唾液検体の検査費用（検体採取容器代、郵送料、検体分析費用等）については、県から直接検査機関に支払うため、施設・事業所の負担は発生しません。

・検査結果等の保管

検査終了後、「PCR検査受検者管理表」（名簿）を検査結果とともに、5年間（2028年3月末まで）保管してください。

・その他

円滑な検査実施のためには、各施設・事業所におかれて、当該検査に係る担当者（梱包責任者）を選任いただき、その方を中心に検体採取と梱包を確実に行っていただくことが必要です。事前に、同担当者は検査機関から配信されている動画（県HP内でリンク設定済）をご視聴いただき、検査に向けた準備をお願いいたします。

＜本事業に関する県ホームページ＞

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/200818.html>

(トップページ > 組織でさがす > 高齢福祉課 >

高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所の職員に対するPCR検査)